



平成 30 年 11 月 8 日

(報道機関照会先)

全国健康保険協会群馬支部

企画総務グループ 江川

(電話 027 - 219 - 2100)

全国健康保険協会群馬支部と 三井住友海上火災保険株式会社群馬支店との 健康経営普及促進にかかる覚書の締結について

～事業所と連携した健康増進～

全国健康保険協会群馬支部（以下：群馬支部）は、健康経営を進めるサポート事業として平成 28 年度より「生き活き健康事業所宣言」事業を開始している。群馬支部としては、健康経営を取り組む事業所をサポートする「生き活き健康事業所宣言」事業を更に普及促進し、従業員の健康増進に取り組むことで生産性の向上や健康寿命の延伸を図るために、三井住友海上火災保険株式会社群馬支店と覚書を締結し、中小企業などへ働きかけを強化していくこととした。

37

1 覚書締結式

(1) 日時及び場所

平成 30 年 11 月 15 日 (木) 午前 10 時 00 分 ～
前橋市本町 2 - 2 - 12 前橋本町スクエアビル 4 階
全国健康保険協会群馬支部

(2) 出席者

・全国健康保険協会群馬支部 支部長 藤井 稔
他 企画総務部長・業務部長

・三井住友海上火災保険株式会社群馬支店
支店長 青木 謙嗣

2 連携事項

(1) 適用事業所への「生き活き健康事業所宣言」事業の周知・広報に
関すること

(2) 「生き活き健康事業所宣言」事業の普及推進にかかるセミナー等の
開催に関すること

3 群馬支部適用状況等(平成30年7月末現在)

適用事業所数 32,550社(約8割が従業員10人未満)

被保険者数 370,218人

被扶養者数 253,717人

合計加入者数 623,935人

標準報酬月額平均 286,829円

生活習慣病予防健診受診率：被保険者(平成28年度) 53.8%

特定健診受診率：被扶養者(平成28年度) 22.4%

4 生き活き事業所宣言(平成30年11月2日現在)

宣言事業所数 300社 被保険者数 19,796人

5 群馬支部データヘルス計画

重症高血圧症の割合を10%低下させる。(男性：1.71%、女性：0.63%)

生活習慣病予防健診受診者(40歳以上)の血圧リスクを5%低下する。

(43.7% ⇒ 41.5%)



借金くんについて

現在位置：全職健康保険組合＞都道府県支部＞群馬＞群馬支部からのお知らせ＞平成30年6月＞協会けんぽ出張窓口（年金事務所内）の縮小について

事務処理誤り

平成30年06月01日

つきましては、次のとおり、変更させていただきますのでお客様には、大変ご不便をおかけすることとなりますが、ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、日本年金機構年金事務所の業務に関する相談窓口に変更はありません。

※健康保険の給付、任意継続、健康診断の申請などの協会けんぽで受付している申請等は、すべて郵送での手続きが可能ですので、ぜひご利用ください。なお、以下の郵便番号をご記入いただく住所の記入を省略いただけます。

郵便宛先 〒371-8516 協会けんぽ群馬支部

☆協会けんぽで受付している各種申請書のダウンロードはこちらから

サテライト窓口縮小後の窓口来訪者の推移

		4月	5月	6月	小計	7月	8月	9月	10月	11月	小計	合計
高崎	平成29年	378	333	355	1,066	319	244	244	230	231	1,268	2,334
	稼働日数	20	20	22	62	20	22	20	21	20	103	165
	1日平均	18.9	16.7	17.8	17.2	16.0	12.2	12.2	11.5	11.6	12.3	14.1
	平成30年	300	251	234	785	178	94	153	152	111	688	1,473
	稼働日数	20	21	21	62	12	14	10	13	12	61	123
	1日平均	15.0	12.0	11.1	12.7	14.8	6.7	15.3	11.7	9.3	11.3	12.0

平成30年7月より縮小（月曜、水曜、金曜の隔日開催）

群馬県内の年金事務所内 協会けんぽ窓口の業務終了のお知らせ

協会けんぽ群馬支部では、協会設立時より経過的に年金事務所へ協会窓口を設置しておりましたが、来訪者数の減少等に伴い、次のとおり窓口の廃止をすることとなりました。

ご面倒をおかけいたしますが、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

◎ 業務を終了する協会けんぽの窓口

高崎 年金事務所内の窓口 2019年6月28日（金）をもって終了

※ 桐生・太田 年金事務所内の協会けんぽ窓口については、2017年(平成29年)6月30日をもって廃止済み。

前橋・渋川 年金事務所内の協会けんぽ窓口については、2018年(平成30年)6月30日をもって廃止済み。

健康保険に関する相談や申請書の送付先

【相談・連絡先】 027-219-2100（代表）

【申請書送付先】 〒371-8516 協会けんぽ 群馬支部 あて

※ 郵送の際は、この郵便番号をご記入いただきますと、住所の記入を省略いただけます。

申請書のダウンロードは

協会けんぽ

検索



↓↓↓ 切り取って、宛名としてご利用ください。↓↓↓

〒371-8516

協会けんぽ 群馬支部 あて

〒371-8516

協会けんぽ 群馬支部 あて

〒371-8516

協会けんぽ 群馬支部 あて

〒371-8516

協会けんぽ 群馬支部 あて

高崎年金事務所内 協会けんぽ窓口 業務終了のご案内

業務終了日：2019年6月28日(金)

2019年7月以降につきましては、協会けんぽ群馬支部宛
にご郵送いただきますようお願いいたします。

ご面倒をおかけいたしますが、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

【郵送先】

〒371-8516 協会けんぽ群馬支部 あて

※ この郵便番号をご記入いただきますと、住所の記入は省略いただけます。

【電話によるお問い合わせ】

☎ 027-219-2100 (代表)

【申請書のダウンロード】

協会けんぽ

検索



全国健康保険協会 群馬支部

協会けんぽ

<http://www.kyoutkaikenpo.or.jp/>

平成31年度における任意継続被保険者の標準報酬月額の上限について

任意継続被保険者の標準報酬月額の上限については、前年の9月30日における当該任意継続被保険者の属する保険者が管掌する全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額となる。

平成30年9月末現在の被保険者一人当たり標準報酬月額(全被保険者の同月の標準報酬月額の平均)が291,181円であることから、平成31年度の標準報酬月額の上限については、300,000円とする。

平成30年度:280,000円(標準報酬月額等級:第21級) → 平成31年度:300,000円(標準報酬月額等級:第22級)

《参照条文》健康保険法(大正11年法律第70号)

(任意継続被保険者の標準報酬月額)

第47条

任意継続被保険者の標準報酬月額については、第41条から第44条までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない額をもって、その者の標準報酬月額とする。

一 当該任意継続被保険者が被保険者の資格を喪失したときの標準報酬月額

二 前年(1月から3月までの標準報酬月額については、前々年)の9月30日における当該任意継続被保険者の属する保険者が管掌する全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額(健康保険組合が当該平均した額の範囲内においてその規約で定めた額があるときは、当該規約で定めた額)を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額

被保険者1人当たり標準報酬月額の実績値

